

第 KEQ-0546446 号



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%

被災地にお届けしています。

受領証

株式会社DNPソーシャルリンク
(エルネ・メンバー) 様

東京都品川区西五反田3-5-20 DNP五反田ビル

¥ 13,880-

但 平成28年熊本地震災害義援金として

上記のとおり受領いたしました。

平成29年1月10日

日本赤十字社

社長 近衛忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3438-1311

本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

第 KEQ-0561556 号



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

義援金へのご協力、誠にありがとうございました。

日本赤十字社は義援金を全額100%

被災地にお届けしています。

受領証

株式会社DNPソーシャルリンク
(エルネ・メンバー) 様

東京都品川区西五反田3-5-20 DNP五反田ビル

¥ 10,560-

但 平成28年熊本地震災害義援金として

上記のとおり受領いたしました。

平成29年4月10日

日本赤十字社

社長 近衛忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3438-1311

本受領証(再交付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

受領証

第 KEQ-0570306 号

株式会社DNPソーシャルリンク
(エルネ・メンバー) 様

東京都
品川区西五反田3-5-20 DNP五反田ビル

¥6,590-

但 平成28年熊本地震災害義援金として

本受領証(再交付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領いたしました。

平成29年7月10日

日本赤十字社

社長 近衛 忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081

受領証

第 KEQ-0575722 号

株式会社 DNP ソーシャルリンク
(エルネ・メンバー) 様

東京都
品川区西五反田 3-5-20
DNP 五反田ビル

¥11,740-

但 平成 28 年熊本地震災害義援金として

本受領証(再交付)の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

(注) この受領証記載の金額は個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号に規定する寄附金、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金(ふるさと寄附金)、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金に該当しません。

上記の通り受領いたしました。

平成 29 年 10 月 10 日

日本赤十字社
社長 近衛 忠輝



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081